4	(1)　埼玉県さいたま市浦和区常盤６―36―４　(60.50) (2)　埼玉県本庄市児玉町小平字岩谷2676　(551.90)	北緯35度51分44秒東経139度38分38秒の地点と北緯36度08分43秒東経139度08分14秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	(1)　愛知県名古屋市中区丸の内３―20―17　(99.00) (2)　愛知県名古屋市昭和区高峯町154　(113.00)	北緯35度10分27秒東経136度54分22秒の地点と北緯35度08分49秒東経136度58分04秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	(1)　静岡県静岡市駿河区栗原18―65　(58.65) (2)　静岡県静岡市清水区草薙字中壇600―２　(359.80)	北緯34度59分24秒東経138度25分32秒の地点と北緯34度58分28秒東経138度27分56秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
7	(1)　熊本県熊本市中央区花畑町５―１　(73.40) (2)　熊本県熊本市西区河内町岳1881　(670.00)	北緯32度48分05秒東経130度42分18秒の地点と北緯32度48分48秒東経130度38分23秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
8	(1)　熊本県熊本市中央区花畑町５―１　(76.10) (2)　熊本県熊本市北区清水東町12―42　(90.00)	北緯32度48分05秒東経130度42分18秒の地点と北緯32度50分19秒東経130度43分35秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

3　人命・財産の保護用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　埼玉県所沢市けやき台１―８―12　(119.00) (2)　埼玉県飯能市大字小久保291　(185.00)	北緯35度48分58秒東経139度25分24秒の地点と北緯35度49分33秒東経139度24分25秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度49分49秒東経139度23分58秒の地点と北緯35度49分51秒東経139度23分54秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度50分11秒東経139度23分20秒の地点と北緯35度52分08秒東経139度20分03秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度52分08秒東経139度20分03秒の地点と北緯35度52分09秒東経139度20分01秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　東京都江東区新砂３―６―13　(112.50) (2)　東京都江東区清澄１―２―37先　(27.80)	北緯35度39分47秒東経139度50分28秒の地点と北緯35度40分36秒東経139度48分10秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　新潟県新潟市中央区新光町４―１　(88.50) (2)　新潟県新潟市秋葉区新津4524―１　(61.30)	北緯37度54分09秒東経139度01分24秒の地点と北緯37度47分26秒東経139度06分45秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　新潟県新潟市中央区新光町４―１　(87.80) (2)　新潟県長岡市寺泊野積10990―１　(630.40)	北緯37度54分08秒東経139度01分23秒の地点と北緯37度42分29秒東経138度48分29秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	(1)　新潟県新潟市中央区新光町４―１　(87.60) (2)　新潟県新潟市中央区美咲町１―２―１　(52.00)	北緯37度54分08秒東経139度01分23秒の地点と北緯37度53分44秒東経139度01分06秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	(1)　新潟県新潟市中央区新光町４―１　(88.50) (2)　新潟県新潟市東区竹尾２―２―１　(30.70)	北緯37度54分09秒東経139度01分24秒の地点と北緯37度54分30秒東経139度03分45秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯37度54分31秒東経139度03分47秒の地点と北緯37度54分35秒東経139度04分19秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
7	(1)　新潟県小千谷市大字山本字中道1487―２　(349.30) (2)　新潟県長岡市沖田２―173―２　(40.00)	北緯37度16分50秒東経138度48分37秒の地点と北緯37度18分51秒東経138度49分18秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯37度18分58秒東経138度49分20秒の地点と北緯37度25分43秒東経138度51分37秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
8	(1)　新潟県上越市本城町５―６　(47.00) (2)　新潟県上越市安塚区円平坊字梅郷753　(552.00)	北緯37度06分34秒東経138度15分52秒の地点と北緯37度05分30秒東経138度23分15秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯37度05分29秒東経138度23分19秒の地点と北緯37度04分50秒東経138度27分46秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
9	(1)　新潟県上越市本城町５―６　(47.00) (2)　新潟県上越市柿崎区黒岩字板木4748―１　(471.30)	北緯37度06分49秒東経138度16分00秒の地点と北緯37度15分39秒東経138度32分10秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
10	(1)　新潟県長岡市寺泊野積10990―１　(635.40) (2)　新潟県新潟市西蒲区赤鎚1285―１　(28.50)	北緯37度42分30秒東経138度48分34秒の地点と北緯37度45分05秒東経138度53分43秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
11	(1)　新潟県新潟市秋葉区新津4524―１　(61.30) (2)　新潟県新発田市豊町３―３―２　(59.00)	北緯37度47分25秒東経139度06分45秒の地点と北緯37度54分39秒東経139度17分56秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯37度55分24秒東経139度19分06秒の地点と北緯37度55分45秒東経139度19分37秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
12	(1)　新潟県新潟市秋葉区新津4524―１　(61.30) (2)　新潟県三条市興野１―13―45　(37.00)	北緯37度47分25秒東経139度06分45秒の地点と北緯37度44分48秒東経139度04分20秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域